

学校給食の無償化を求める意見書

憲法は第26条で、教育基本法は第4条で、学校教育法は第6条でそれぞれ義務教育の無償を定めています。しかし実際には、教材費、制服、体操着、学用品、給食費、修学旅行積立金などを家庭が負担しています。

昨今の物価高騰を受け、本市においても、国の交付金を活用し、保護者負担の軽減に努めているところですが、保護者が負担する学校給食費は、義務教育にかかる様々な費用の中でも、最も重い負担となっています。

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものです。

近年、全国で独自に学校給食費の無償化を実施している自治体があることは承知していますが、仮に本市において無償化した場合、年間約3億8千万円の一般財源が毎年必要となり、財政への影響も懸念されます。

よって、国におかれましては、自治体の財政努力によって給食制度の格差が生じないように、全国すべての学校給食費を無償化するため、自治体への財政措置を行っていただくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年（令和6年）3月13日

高砂市議会